

1. 宮崎市の教育・保育施設

宮崎市内の教育施設や保育施設を利用する場合、以下のような施設があります。

家庭の状況等によって、利用できる施設が異なりますので、各施設の説明をご確認いただき、どちらの施設を利用するかご検討ください。

《教育・保育施設の種類》



就労などにより家庭で保育できない保護者に代わり保育する施設

利用時間

朝から夕方まで（保育短時間 [8時間] または保育標準時間 [11時間]）の保育を行う。
施設によっては、さらに延長保育を行う。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者



小学校以降の教育の基礎をつくる幼児期の教育を行う施設

利用時間

4時間程度の教育課程に基づく教育を行う。
施設によっては朝や夕方、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の
預かり保育を行う。

利用できる保護者

制限なし

幼稚園は、運営費給付等の違いによって以下の3つに分けられ、宮崎市には〔幼稚園（施設給付型）〕と〔国立大学付属幼稚園〕があります。

幼稚園（施設型給付）

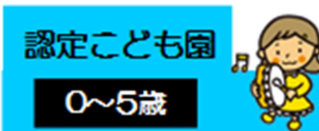
市から子ども・子育て支援新制度の確認を受け、運営費が給付される幼稚園

幼稚園（私学助成）

市から新制度の確認を受けておらず、運営費の給付を受けずに運営を行う幼稚園

国立大学附属幼稚園

国立大学が運営を行う幼稚園



保育所と幼稚園の機能と特徴を併せ持ち、保育と教育を一体的に行う施設

※保育要件がなくなっても、幼稚園機能での利用により継続利用が可能

利用時間

幼稚園機能（3~5歳）では幼稚園と同等。
保育所機能（0~5歳）では保育所と同等。

利用できる保護者

幼稚園機能：制限なし
保育所機能：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

宮崎市には、以下の3つの種類の認定こども園があります。

幼保連携型認定こども園

学校及び児童福祉施設の法的位置づけを持つ認定こども園

幼稚園型認定こども園

幼稚園に保育を行う保育所のような機能を備えた認定こども園

保育所型認定こども園

保育所に教育を行う幼稚園のような機能を備えた認定こども園

少人数で0～2歳までの子どもの保育を行う施設



利用時間

朝から夕方まで（保育短時間〔8時間〕や保育標準時間〔11時間〕）の保育を行う。
施設によっては、さらに延長保育を行う。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

地域型保育には以下の4つの種類があり、宮崎市には、[小規模保育]と[事業所内保育]を行う施設があります。

小規模保育

少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。

家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。

居宅訪問型保育

障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1で保育を行う。

認可外保育施設

0～5歳



個人や企業が運営し、認可保育施設よりも緩やかな基準のもとで保育を行う、認可を受けていない保育施設

利用時間

施設によって異なる。朝から夕方までの保育や夜間保育など。

利用料金

施設によって異なる。

利用できる保護者

制限なし

企業主導型
保育事業

0～5歳



企業が運営し、認可保育施設と同等または緩やかな基準のもとで保育を行う、認可を受けていない保育施設

国（内閣府）から運営費の助成を受け、運営を行う。

保育施設を運営する企業や連携企業の従業員の子どもや、地域の子どもを受け入れる。

利用時間

朝から夕方までの保育や、施設によっては、延長保育を行う。

利用料金

施設によって異なるが、標準的な利用料は以下のとおり

【標準的な利用料（参考：令和元年10月時点）】

0歳児：37,100円、1、2歳児：37,000円

3歳児：26,600円、4歳以上児：23,100円

利用できる保護者

（従業員枠）企業の従業員や連携企業の従業員
（地域枠）共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

3. 認定区分

(1) 認定の種類

認可教育・保育施設の利用を希望する場合や、認可外保育施設等を無償で利用する場合には、「利用できる保護者」であることを示すために、利用する施設や事業の種類に応じた認定を受ける必要があります。

認定の種類		年齢等	保育の必要性	利用できる施設等
教育・保育 給付認定	1号認定	満3歳以上	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園（施設型給付） ・認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定		あり	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園（保育所機能）
	3号認定	満3歳未満	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園（保育所機能） ・地域型保育事業
施設等利用 給付認定	新1号認定	満3歳以上	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学附属幼稚園
	新2号認定	3歳児クラス以上（※）	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学附属幼稚園＋認可外等
	新3号認定	0歳から2歳児クラス（市町村民税非課税世帯のみ対象）		<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・一時預かり（非在園児の保育所等利用） ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

※）3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

利用する施設や事業の種類によっては、2つの認定を組み合わせる必要があります。

認定の種類	年齢等	保育の必要性	利用できる施設等
1号認定 + 新2号認定	3歳児クラス以上	あり	幼稚園（施設型給付） または 認定こども園（幼稚園機能）
1号認定 + 新3号認定	0歳から2歳児クラス（市町村民税非課税世帯のみ対象）		+ 預かり保育 〔 ※幼稚園等の預かり保育の提供が一定の水準に満たない場合は、認可外保育施設等 〕

(2) 新3号認定の市町村民税非課税の判断

新3号認定は、市町村民税非課税世帯のみが対象です。

新3号認定を申請された場合、お子さまの属する世帯の父母の市町村民税（4～8月までは前年度の市町村民税、9月以降は当該年度の市町村民税）の課税状況により、市町村民税非課税世帯かどうかの判断を行います。

※同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税課税状況も判断の対象となる場合があります。



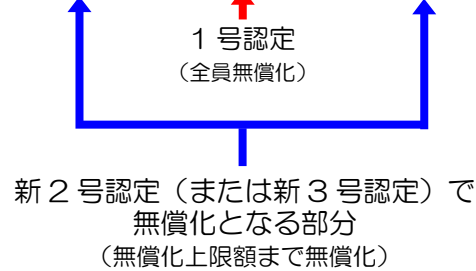
(3) [2号認定] と [1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] の違い

共働き等で保育を必要とする家庭の場合、2号認定を受けて保育所等を利用する場合だけでなく、[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] を受けて、幼稚園等の預かり保育等を利用することで、朝から夕方までの教育・保育を受けることができます。

《 [2号認定] と [1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] の教育・保育時間イメージ 》

認定の種類	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 (時)
2号認定	保育認定 (標準: 11時間)													
	保育認定 (短: 8時間)													
1号認定+新2号認定 (+新3号認定)			預かり保育		教育標準時間 (4時間)							預かり保育		

※預かり保育の実施時間は、施設によって異なります。



《預かり保育について》

幼稚園や認定こども園 (幼稚園機能) で実施する『預かり保育』とは、4時間程度の教育時間 (例: 10時から14時までの4時間) 前後の預かり保育のことで、施設によっては、朝と夕方に、保育所と同等の時間まで預かり保育を行っています。(上記イメージ図のとおり)

ただし、[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] の預かり保育の無償化となる金額には上限額があるなど、いくつか注意するポイントがあります。

以下のポイントにご注意いただき、施設利用をご検討ください。

ポイント ①	1号認定で利用できる施設の中には、朝夕の預かり保育を実施していない施設や、長期休暇 (夏休み・冬休み等) が設定され、その期間中の預かり保育を実施していない施設があります。その場合は、同一の施設で朝から夕方までの教育・保育を受けることができません。(※)
ポイント ②	[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] で預かり保育を利用する場合の料金は、無償化上限額まで無償となりますが、預かり保育の利用料金は施設の設定によるため、利用時間が長い場合や長期休暇中の利用では、保護者の実費負担が発生する可能性があります。(※詳細はP13へ)
ポイント ③	1号認定の預かり保育は施設の自主事業のため、保育教諭の不足等の理由から、急に預かり保育の提供ができなくなる可能性もあります。
ポイント ④	[1号認定+新2号認定 (または新3号認定)] で認定こども園に入園後、2号認定へ変更したい場合は、他の新規入所希望者と同じ利用調整を受けます。 ⇒確実に2号認定になれるわけではありません。

※) 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準の預かり保育を実施していない場合 (対象施設は市に要確認) は、認可外保育施設等の利用料が無償になる場合があります。